

京都市訓令甲第 5 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

京都市長 松 井 孝 治

別表子どもはぐくみ室長の項中第15号を第17号とし、第5号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号中「児童福祉法（次号から第11号までにおいて「」及び「という。）」を削り、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 児童福祉法（次号から第13号までにおいて「法」という。）第21条の18第1項の規定による家庭支援事業の利用の勧奨及び支援に関すること。
- (5) 法第21条の18第2項の規定による家庭支援事業による支援の提供に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)